

議案第5号

富津市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の
制定について

富津市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例を別紙
のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域の振興を促進することを目的として、同法第17条に規定する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税の特例を定めるため、条例を制定するものである。

富津市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域の振興を促進するため、同法第17条に規定する事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税の特例を定めることを目的とする。

(不均一課税)

第2条 本市の認定産業振興促進計画（半島振興法第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画をいう。）に記載された計画区域内における新設又は増設に係る特別償却設備（半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備をいう。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（同号に規定する計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以降3年度に限り、富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める税率とする。

(1) 初年度分 100分の0.14

(2) 第2年度分 100分の0.35

(3) 第3年度分 100分の0.70

(不均一課税に係る届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、不均一の課税を受けようとする各年度の賦課期日の属する年の1月31日までに市長に届出をしなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの条例の適用を受けているものについては、同日後もなおその効力を有する。